

様式第 9

循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書

地域名	構成市町村等名	計画期間	事業実施期間
君津地域・安房地域	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町、鋸南地区環境衛生組合、安房郡市広域市町村圏事務組合	平成 29 年度～令和 5 年度	平成 29 年度～令和 5 年度

1 目標の達成状況
(ごみ処理)

指 標	現状 (割合※ 1) (平成29 年度)	目標 (割合※ 1) (令和6 年度) A	実績 (割合※ 1) (令和6 年度) B	実績/目標※ 2
排出量	事業系 総排出量 1 事業所当たりの排出量 生活系 総排出量 1 人当たりの排出量	61,184t 3.04t 110,481t 211.9kg/人	52,713t (-13.8%) 2.66t (-12.5%) 106,264t (-3.8%) 197.4kg/人 (-6.8%)	56,469t (-7.7%) 2.76t (-9.2%) 95,403t (-13.6%) 221.9kg/人 (4.7%)
合計 事業系生活系総排出量合計	171,665t	158,977t (-7.4%)	151,872t (-11.5%)	155.4%
再生利用量	直接資源化量 総資源化量	11,341t (6.6%) 37,770t (21.4%)	13,945t (8.8%) 42,594t (26.0%)	11,422t (7.5%) 34,991t (23.0%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量)	38,854MWh	37,678MWh	41,571MWh
最終処分量	埋立最終処分量	9,146t (5.3%)	8,086t (5.1%)	7,448t (4.9%)

※ 1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量＋集団回収量に対する割合を記載。

※ 2 排出量は実績の割合/目標の割合を記載。再生利用量・最終処分量については、(実績の割合-現状の割合) / (目標の割合-現状の割合) を記載。

(生活排水処理)

指 標	現 状 (平成29 年度)	目 標 (令和6 年度) A	実 績 (令和6 年度) B	実績/目標※ 3
総人口	457,137 人	442,066 人	436,182 人	—
公共下水道	污水衛生処理人口 污水衛生処理率又は污水处理人口普及率	169,825 人 37.1%	194,594 人 44.0%	170,338 人 39.1%
集落排水施設等	污水衛生処理人口 污水衛生処理率又は污水处理人口普及率	4,792 人 1.0%	4,579 人 1.0%	3,439 人 0.8%
合併処理浄化槽等	污水衛生処理人口 污水衛生処理率又は污水处理人口普及率	116,268 人 25.4%	120,617 人 27.3%	154,223 人 35.4%
未処理人口	污水衛生未処理人口	166,252 人	122,276 人	108,182 人

※ 3 (実績の割合-現状の割合) / (目標の割合-現状の割合) を記載

2 各施策の実施状況

施策種別	事業番号	施策の名称等	実施主体	施策の概要	事業実施期間 (事業計画期間)	施策の実績
発生抑制、再使用の推進に関するもの	11	ごみ処理の有料化	構成市町及び組合	ごみ処理の手数料について、鴨川市、南房総市、鋸南町は料金統一に向けた制度の見直しを図り、その他構成市は必要に応じて料金の見直しを行う。	H29～R5	南房総市・鋸南町は共同で中継施設を整備し料金統一が図られたが、鴨川市は単独で中継施設を整備したため料金の統一は図られていない。 その他構成市は随時料金の見直しの検討を行っている。
	12	家庭における排出抑制と再使用の推進	構成市町及び組合	ごみを出さないライフスタイルの実践に向け、生ごみの排出抑制と堆肥化の促進、集団回収への積極的参加を推進する。	H29～R5	子ども服、子ども向けおもちゃ等の品目を市内の家庭から集め、無料で持ち帰ってもらうリユースイベントを実施してごみの減量化、リユースの促進を図った。 生ごみの減量化を図るため、生ごみ処理機器等の設置に対して補助を行った。
	13	住民への情報提供	構成市町及び組合	広報紙、ホームページやガイドブック等を介し、循環型社会を形成するための取組に関する啓発や情報提供を行う。	H29～R5	H Pや広報紙により、ごみの発生抑制、分別、再使用、再生使用の徹底に関する啓発活動を行った。 また、毎月の広報紙発行とは別にごみ減量特集号を半年に1度発行し啓発や情報提供を行った。
	14	環境教育の推進	構成市町及び組合	環境保全や資源循環に対する知識と行動を習得してもらうために説明会、イベント等を行うことで、学習機会を設け、環境学習を推進する。	H29～R5	ごみ減量・リサイクル促進等のポスターコンクールを実施し、ごみ処理や環境美化に対する啓発を行った。 環境学習会を開催し、資源循環に対する知識と行動を学んでもらう取り組みを行った。
	15	事業者への情報提供と発生抑制・再資源化の促進	構成市町及び組合	事業者に対して、減量化施策や適正処理について速やかに情報提供を行うほか、発生抑	H29～R5	排出者責任や拡大生産者責任を踏まえ、事業系の一般廃棄物について、分別の徹底を図り、

			制、分別の徹底、排出ルールの指導等を通じて、ごみの排出抑制と再資源化の向上を推進する。		ごみの排出抑制と再資源化の向上を推進した。事業系ごみに対する搬入時の監視を強化し、ごみが分別されていない場合には、搬入を規制するとともに、指導を徹底した。
	16	生活排水対策	構成市町及び組合	良好な生活環境の確保と河川及び海浜の汚濁防止の観点から、公共下水道及び合併処理浄化槽の普及促進を図る。	H29～R5 下水道及び合併処理浄化槽設置の促進に努めた。 また、南房総市及び鋸南町のし尿及び浄化槽汚泥については新設した処理施設にて処理を実施した。
処理体制の構築、変更に関するもの	21	生活系ごみの処理体制の現状と今後	構成市町及び組合	君津地域構成市のごみ処理については、最終処分量の削減を考慮した次期中間処理施設の整備を進めるとともに、各市の粗大ごみ処理施設等については、今後の社会環境の変化等を踏まえ、効率的な処理のあり方を検討する。 安房地域構成市町のごみ処理については、構成市町と組合の役割を明確にし、構成市町及び鋸南地区環境衛生組合では可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみの中間処理並びに最終処分、ごみの発生抑制、収集・運搬、資源ごみの再資源化及び住民への啓発活動を行う。組合では可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみの中間処理並びに最終処分を行うとともに施設の維持管理を行うこととする。	H29～R5 君津地域 4 市及び安房地域 2 市 1 町で広域廃棄物処理施設建設に係る協議会を設立し、令和 9 年度供用開始に向けて事業着手した。 また、南房総市及び鋸南町については広域廃棄物処理施設での処理に向けて、廃棄物運搬中継施設を整備し効率的な収集運搬を行う計画である。 ごみの発生抑制、再利用、再生利用の取り組みについて、広報紙や HP、住民向け啓発講座を実施し住民へ周知を行った。
	22	事業系ごみの処理体制の現状と今後	構成市町及び組合	事業者に対し、減量化・再資源化について徹底するよう啓発活動を推進する。	事業者に対し啓発活動を行った。

	23	一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後	構成市町及び組合	産業廃棄物を受け入れしないことを原則とするが、「併せ産廃」と認定できる廃棄物に関しては受け入れる方向で検討し、事業者には、再資源化を徹底したうえで受け入れることを条件とする。	H29～R5	産業廃棄物を受け入れしないことを原則として、事業者に対し、再資源化を徹底するように指導を行った。
	24	生活排水処理の現状と今後	構成市町及び組合	公共下水道及び合併処理浄化槽の普及促進を進める。	H29～R5	下水道の適正利用等をホームページで周知した。 下水道が身近で親しみやすい存在になるために「マンホールカード」を作成し配布した。 合併処理浄化槽の設置・転換に対し補助事業を実施した。
処理施設の整備に関するもの	1	君津地域4市及び安房地域2市1町エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業	木更津市・君津市 富津市・袖ヶ浦市 鴨川市・南房総市 鋸南町	6市1町による広域廃棄物処理事業	R4～R5 (R4～R8)	君津地域4市及び安房地域2市1町で広域廃棄物処理施設建設に係る協議会を設立し、令和9年度供用開始に向けて事業着手した。
	2	館山市清掃センター基幹的設備改良事業	館山市		R3～R5	稼働開始後37年が経過した清掃センターの長寿命化を図るため、基幹的設備改良工事を行った。また、省エネ機器の導入等で二酸化炭素排出量の削減を図った。
	3	袖ヶ浦市マテリアルリサイクル推進施設整備事業	袖ヶ浦市		H30	平成30年度において紙布類の適正保管を図るため、シートハウスによるストックヤード(200㎡)を整備した。
	4	館山市マテリアルリサイクル推進施設整備事業	館山市		R4	令和4年度末をもって稼働を終えることになった安房郡市広域市町村圏事務組合が管理・運営する粗大ごみ処理施設の代替施設として、館山市清掃センター内に不燃ごみを処理するマテリアルリサイクル設備

					を整備し、環境負荷の低い手法で資源の有効利用を推進した。
5	鴨川市マテリアルリサイクル推進施設整備事業	鴨川市		R3	令和4年3月に竣工し、中継施設と共に9月に稼働開始した。
6	南房総市マテリアルリサイクル推進施設整備事業	南房総市		(R6～R8)	マテリアルリサイクル推進施設の整備に向けて、施設整備実施設計業務委託を令和6年度に発注し、令和7年度にかけて設計協議を実施している。
7	鴨川市廃棄物運搬中継施設整備事業	鴨川市		R2～R4	令和4年9月に供用開始した。
8	南房総市廃棄物運搬中継施設整備事業	南房総市		(R6～R8)	中継施設の整備に向けて、令和6年度に中継施設整備及び運営事業を発注し、施設の建設に向けた設計協議を実施している。
9	南房総市有機性廃棄物リサイクル推進施設整備事業	南房総市		R3～R5	有機性廃棄物リサイクル推進施設の整備に向けて、令和3年度から令和5年度にかけて建設工事を実施し、令和5年度に完成し、施設を稼働させている。
10	君津市有機性廃棄物リサイクル推進施設整備事業	君津市		R2～R4	更新が完了し、令和4年4月から新施設の稼働を開始した。
11	合併処理浄化槽	構成市町及び組合		H29～R5	循環型社会形成推進交付金及び県補助金を活用し、設置者への助成を実施することにより、合併処理浄化槽の設置整備を促進した。 【助成基数実績】 H29年度：168基 H30年度：148基 R元年度：136基 R2年度：134基 R3年度：131基 R4年度：170基

						R 5 年度：139 基 合計：1,026 基
施設整備に係る計画支援に関するもの	3 1	1 の計画支援	木更津市・君津市 富津市・袖ヶ浦市 鴨川市・南房総市 鋸南町	アドバイザー業務 環境影響評価	R1～R4	適正かつ確実に事業を実施するためアドバイザー業務委託契約を行った。 環境影響評価については、実施事業者において適正に行っている。
	3 2	2 の計画支援	館山市	基幹的設備改良工事 実施設計	R2	長寿命化総合計画に基づき、基幹的設備改良計画や見積仕様書の作成等を業務委託することで、基幹的設備改良工事の発注にかかる作業を適正かつ効率的に実施した。
	3 3	6 の計画支援	南房総市	測量、地質調査 生活環境影響調査 基本設計、発注支援、 事業者選定業務	R4～R5 (R4～R6)	令和 4 年度に測量、地質調査及び基本設計、令和 4 年度から令和 5 年度にかけて生活環境影響調査、令和 5 年度から令和 6 年度にかけて発注支援及び事業者選定業務委託を実施している。
	3 4	8 の計画支援	南房総市	測量、地質調査 生活環境影響調査 基本設計、発注支援、 事業者選定業務	R4～R5 (R4～R6)	令和 4 年度に測量、地質調査及び基本設計、令和 4 年度から令和 5 年度にかけて生活環境影響調査、令和 5 年度から令和 6 年度にかけて発注支援、令和 5 年度から令和 6 年度にかけて事業者選定業務委託を実施している。
	3 5	9 の計画支援	南房総市	測量、地質調査 生活環境影響調査 造成設計 基本計画、基本設計、 発注支援業務	H30～R2	平成 30 年度に測量及び地質調査、平成 30 年度から令和 1 年度にかけて生活環境影響調査、平成 30 年度から令和 2 年度にかけて造成設計、基本設計、基本計画及び整備事業者選定業務を実施している。
	3 6	1 0 の計画支援	君津市	測量、地質調査	H30～R1	それぞれの業務について、予定

				基本計画 生活環境影響調査 事業者選定支援		通り完了した。
廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援に関するもの	3 7	2の長寿命化総合計画策定支援	館山市	長寿命化総合計画策定	R1	第3次館山市行財政改革方針及び館山市公共施設総合管理計画に基づき、施設の長寿命化対策を実施するため、長寿命化総合計画を策定した。
その他	4 1	構成市町が収集・処理を行わないごみについての対応・普及啓発	構成市町及び組合	構成市町で処理することが困難な消火器、タイヤ、バッテリー等の処理困難物や、家電リサイクル法に基づくリサイクル品目などについては、適正な処理方法や処理が可能な民間業者等の情報提供など、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して普及啓発を行う。	H29～R5	一般廃棄物処理業許可業者への依頼や、販売店での引き取り、特定の品目の処理を専門に扱う団体や民間事業者等の情報提供を行い、適切な処理を周知した。
	4 2	不法投棄対策	構成市町及び組合	投棄物の早期撤去、県と関係機関による合同パトロール、環境保全指導員等と構成市町による監視活動を実施するとともに、不法投棄防止看板や不法投棄防止用監視カメラの設置等により、未然防止に努める等の施策を推進する。	H29～R5	県と関係機関との合同パトロールの実施。 不法投棄監視員の委嘱、環境監視員の雇用を行い、パトロール体制の充実を図るとともに、不法投棄防止看板や不法投棄防止用監視カメラの設置等により未然防止に努めた。 また、HPや広報紙で啓発を行った。
	4 3	災害時の廃棄物処理に関する事項	構成市町及び組合	災害時の仮置き場の候補地を検討するなど災害時の相互協力を備えるとともに、県、近隣自治体との連携を図りながら対策を講じていく。	H29～R5	発災時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示し、迅速な復旧・復興に資することを目指すため災害廃棄物処理計画を策定した。

3 目標の達成状況に関する評価

【ごみ処理】

《排出量》

- ・「事業系総排出量」は目標の 52,713t に対して実績が 56,469t であり、目標を達成することができなかった。
1 事業所当たりの排出量は目標の 2.66t に対して実績が 2.76t であり、目標を達成することができなかった。
- ・「生活系総排出量」は目標の 106,264t に対して実績が 95,403t であり、目標を達成することができた。
1 人当たりの排出量は目標の 197.4 kg に対して実績が 221.9 kg であり、目標を達成することができなかった。

《再生利用量》

- ・「直接資源化量」は、目標の 13,945t（排出量に対する割合 8.8%）に対して実績が 11,422t（排出量に対する割合 7.5%）であり目標を達成することができなかった。
- ・「総資源化量」は、目標の 42,594t（排出量に対する割合 26.0%）に対して実績が 34,991t（排出量に対する割合 23.0%）であり目標を達成することができなかった。

《熱回収量》

- ・目標の 37,678MWh に対して実績が 41,571MWh であり、目標を達成することができた。

《最終処分量》

- ・目標の 8,086t（排出量に対する割合 5.1%）に対して実績が 7,448t（排出量に対する割合 4.9%）であり、目標を達成することができた。

【生活排水処理】

- ・汚水衛生処理率は平成 29 年度現状値 63.63%、目標 72.34%に対して実績が 75.20%であり目標を達成することができた。
- ・未処理人口率は平成 29 年度現状値 36.37%、目標 27.66%に対して実績が 24.80%であり目標を達成することができた。
- ・汚水衛生処理人口について、都市部における公共下水道整備区域外及び集落排水施設整備区域外に宅地開発が進み、合併処理浄化槽整備人口が増え目標を達成することができたが、公共下水道及び集落排水施設の普及率においては目標を下回り、達成できなかった。

（都道府県知事の所見）

【ごみ処理】

（排出量）

事業系総排出量及び 1 事業所当たりの排出量は、現状より実績は減少したものの、目標を達成できていない。

生活系総排出量の排出量は、現状より実績は減少しており、目標を達成できているが、1 人当たりの排出量は、現状より実績は増加しており、目標を達成できていない。

（再生利用量）

直接資源化量は、現状より実績が増加したものの、目標を達成できておらず、総資源化量は、現状より実績が減少しており、目標を達成できていない。

（エネルギー回収量）

エネルギー回収量は、現状より実績が増加しており、目標を達成できている。

（最終処分量）

埋立最終処分量は、現状より実績が減少しており、目標を達成できている。

今後は、改善計画書に基づき、目標達成に向けた方策を適切に実行し、事業系総排出量及び生活系 1 人当たりの排出量の抑制並びに直接資源化量及び総資源化量の増加に努められたい。

【生活排水処理】

汚水衛生未処理人口については、目標を 122,276 人としていたところ、実績は 108,182 人で目標を達成している。また、総人口に対する汚水衛生未処理人口の比率についても、目標の達成状況に関する評価で述べられているとおり、目標を達成している。しかし、その内訳については、合併処理浄化槽等が目標を大幅に上回る結果であった一方、公共下水道及び集落排水施設等については、汚水衛生処理人口及び汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率ともに想定を下回り、目標を達成できていない。

今後は、改善計画書に基づき、住民への啓発活動を精力的に行うとともに、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進、公共下水道及び集落排水施設の整備を通じて、汚水衛生未処理人口の減少に努められたい。